

毎週火、金曜日発行(但休日当日は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 第五種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の認可

告示

鳥取県告示第三百十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項の規定により、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のように認可したので、同法同条第七項の規定により告示する。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

組合長理事 野 坂 一 三

鳥取県日野郡溝口町字溝口二〇九番地

二 漁業権の免許番号

内共第三号

三 遊漁規則の内容

1 遊漁についての制限の範囲

第一条 この規則は、日野川水系漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第三号に係る漁場の区域において組合員以外のものとする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、わたか、うぐい及びにじます)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

第二条 この漁場区域で手釣、手押、竿釣、たも網及び投網の漁具、漁法によって遊漁しようとする。

するものは、あらかじめ第七条第一項の遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域内で前項にかかげる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁をしようとするものは、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第二項の承認を受けたものは、ただちに第七条第三項の特別遊漁料を納付しなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

| ア 漁具漁法 | イ 規 模 |
|---------|---------------|
| 流 網 | 網目 六センチメートル以上 |
| 地 曳 網 | 同 右 |
| こ い 張 網 | 同 右 |
| 投 網 | 網目 二センチメートル以上 |
| た も 網 | 同 右 |

2 第四条第一項の規定による、あゆについては五月二十六日から六月十四日まで引懸(方言ぞろ)の漁法で採捕してはならない。

第四条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| ア 魚 種 | イ 期 間 |
|---------|-------------------------------------|
| あ ゆ | 五月二十六日から九月三十日まで及び十一月十一日から翌年一月三十一日まで |
| に じ ま す | 十一月十一日から翌年九月三十日まで |

第五条 前条の規定にかかわらず、鳥取県漁業調整規則第三十一条の禁止区域においては、遊漁をしてはならない。

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚 種 | イ 体 長 |
|---------|-------------|
| こ い | 一五センチメートル以下 |
| に じ ま す | 同 右 |
| う な ぎ | 三五センチメートル以下 |

2 遊漁料の額及びその納付の方法

第七条 第二条第一項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で日野川水系漁業協同組合事務所(日野郡溝口町字溝口二〇九番地)その他、別に公示する場所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁をする現場で納付するときの遊漁料は次の表の遊漁

料に三〇〇円を附加して得た額とする。

| 魚 種 | 漁 具 漁 法 | 期 間 | 遊 漁 料 |
|-----------|----------|-----|-------|
| 第一条に掲げる魚種 | 手釣、手押、竿釣 | 一日 | 二〇〇円 |
| | | 一年 | 三〇〇円 |
| 地区内 | 地区外 | 一、 | 五〇〇円 |
| | | | 七〇〇円 |
| 地区内 | 地区外 | 一、 | 五〇〇円 |
| | | | 七〇〇円 |

2 次の表の上欄に掲げるものの遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表の相当下欄のとおりとする。

| | |
|----------------------|------|
| 小学二年生未満のもの | 無 料 |
| 小学三年以上の小学生及び七十才以上のもの | 一〇〇円 |
| 中学生 | 二〇〇円 |
| 高校生 | 三〇〇円 |
| 県内身体障害者 | 二五〇円 |

3 第二条第二項の規定により承認を受けた次表上欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊

漁料(次表上欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう)は、相当下欄のとおりとする。

| 魚種 | 漁具 | 漁法 | 特別遊漁料 |
|------------------|-------------|----|--------|
| 第一条に掲げる魚 | 流網、こい張網、地曳網 | | 二、〇〇〇円 |
| 川舟 | | | 一、〇〇〇円 |
| いかた(これに類するものを含む) | | | 五〇〇円 |
| うなぎ釜 | | | 三〇〇円 |
| はしなわ | | | 三〇〇円 |

4 前項の特別遊漁料は日野川水系漁業協同組合事務所(日野郡溝口町字溝口二〇九番地)に納付するものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

第八条 組合は、第二条第一項の遊漁料の納入を受けたとき、又は同条第二項の承認を行なったときは、別部様式(一)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 4 遊漁に際し守るべき事項

第九条 遊漁者は、遊漁に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
1 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
2 遊漁者は、別に公示する区域における川底を攪はんしてはならない。

5 漁場監視員に関する事項

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関する必要な指示を行うことがある。
2 漁場監視員は、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する記章をつけるものとする。

6 違反者に対する措置

第十一条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。
この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は払い戻さないものとする。

四 遊漁規則の施行の日

昭和三十八年五月一日

様式(一) 表 裏

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| No. | |
| 遊漁承認証 | |
| 下記のとおり遊漁を承認します | |
| 記 | |
| 遊漁者 | (住所) _____ (氏名) _____ (年齢) _____ |
| 承認期間 | _____ |
| 魚種 | _____ |
| 漁具漁法 | _____ |
| 遊漁区域 | _____ |
| 遊漁料 | _____ 円 |
| 発行者 日野川水系漁業協同組合 | |

- 注 意 事 項
- 1 遊漁の場合は必ずこの承認証を携帯しなければならない。
 - 2 この承認証は他人に貸付してはならない。
 - 3 漁場監視員の要求があった場合には提示しなければならない。
 - 4 本組合遊漁規則、鳥取県内水面漁業調整規則を遵守しなければならない。
 - 5 本組合遊漁規則に違反のあった場合は、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶することがあります。

遊漁承認証

ようとする者は、あらかじめ第七条第一項の遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域内において前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁対象動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を組合に提出してその承認を受けなければならない。

3 組合は前項の申請があった場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認める時を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第二項の承認を受けた者は直ちに第七条第三項の特別遊漁料を納付しなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、各イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

| | |
|--------|-----------------------------------|
| ア 漁具漁法 | イ 規模 |
| 投網 | 網目 二センチメートル以上 |
| たも網 | 網目 五ミリメートル以上 |
| 河舟 | 網口径 一〇〇センチメートル以下 いかり網 五〇メートル以内 |

2 第四条第一項の規定によるあゆは、流し釣(しわぎ)漁法にあつては周年、引懸(ゾロ)にあつては五月二十六日から六月十四日まで採捕しては、ならない。

第四条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならぬ。

| | |
|------|-------------------------------------|
| ア 魚種 | イ 期間 |
| あゆ | 五月二十六日から九月三十日まで及び十一月十一日から翌年一月三十一日まで |
| にじます | 三月一日から九月三十日まで |
| いわな | 一月一日から九月三十日まで及び十一月十一日から十二月三十一日まで |
| やまめ | |

様式(二) 表 裏

漁場監視員証

漁場監視員証

(氏名)

(住所)

有効期間

発行者

日野川水系漁業協同組合 ㊤

一 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

組合長理事 荻原 央 治

鳥取県八頭郡河原町大字河原一三番地

二 漁業権の免許番号

内共第一号

三 遊漁規則の内容

1 遊漁についての制限の範囲

第一条 この規則は千代川漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第一号に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます)いわな、やまめ、を含む(しらはえ)の採捕(以下遊漁という)について制限事項を定めることを目的とする。

第二条 この漁場区域内において手釣、竿釣、投網、たも網、やす漁の漁具、漁法によって遊漁し

第五条 前条の規定にかかわらず鳥取県内水面漁業調整規則に定めるものの外、次の表のア欄に掲げる地域においてはそれぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

| ア 区 域 | イ 期 間 |
|---------------------------------------|-----------------|
| 八頭郡智頭町上場かんがい用堰堤から上流三十メートル下流五十メートル | 一月一日から十二月三十一日まで |
| 八頭郡智頭町鳥の巣かんがい用堰堤から上流十メートル下流五十メートル | 同 右 |
| 鳥取市秋里地内潮止め堰堤から上流三十メートル下流五十メートル | 二月一日から七月三十一日まで |
| 八頭郡河原町八日市かんがい用堰堤から上流三十メートル下流五十メートル | 一月一日から十二月三十一日まで |
| 八頭郡船岡町破岩字島下分かんがい用堰堤から上流二十メートル下流四十メートル | 同 右 |

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

2 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表のイ欄のとおりとする。

| ア 区 分 | イ 遊 漁 料 |
|--------------------|----------------|
| 小学生以下の者及び年齢七十才以上の者 | 無 料 |
| 中学校 生 | 第一項に規定する額の四分の一 |
| 高等学校 生 | 二分の一 |
| 身体障害者 | 同 二分の一 |

| 魚 種 | 漁具漁法 | 期 間 | 遊 漁 料 |
|------------------|--------------------------|-----------------|--|
| 漁業権の対象となつてゐる水産動物 | 投網、竿釣(友釣、空懸、餌釣)ヤスなど及びび竿釣 | 一月一日から十二月三十一日まで | 本組合地区内に住所を有するもの 四〇〇円 本組合地区外で本県内に住所を有するもの 六〇〇円 県外者 一、五〇〇円 |
| | | 一日限り | 県内者、一〇〇〇円 県外者、二〇〇〇円 |

3 遊漁承認証に関する事項
第八条 組合は第二条第一項の遊漁料の納入を受け

3 第二条第三項の規定により承認を受けた者の遊漁料は次の表のとおりとする。

| 魚 種 | 漁具漁法 | 特別遊漁料 | 摘 要 |
|------------------|------|--------|--|
| 漁業権の対象となつてゐる水産動物 | 鵜 川 | 八〇〇円 | 一人一統とし証を有する者六人以上 |
| 同 | 河 舟 | 二〇〇円 | 一隻につき |
| 同 | 四ツ手網 | 四、〇〇〇円 | 一統につき |
| う な ぎ | 釜、配繩 | 三〇〇円 | 一釜 一人五箇以内 配繩 一人五本以内 (一本の長さ五〇米以内) |

4 前項の特別遊漁料は次の場所において納付するものとする。
千代川漁業協同組合事務所(河原町大字河原一三三番地)

2 遊漁料の額及びその納付の方法

| ア 魚 種 | イ 体 長 |
|----------------|---------------|
| こ い | 全長十五センチメートル以下 |
| う な ぎ | 全長三十センチメートル以下 |
| い わ な、やまめ、にじます | 全長十五センチメートル以下 |
| ふ な | 全長十センチメートル以下 |

第七条 第二条第一項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で、千代川漁業協同組合事務所(河原町大字河原一三三番地)又はその他の取扱所(日本海新聞及び本組合掲示場に公示)において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に二〇〇円を附加して得た額とする。

様式(1) 遊漁証

裏

表

| | |
|------|---------------------------|
| 番号 | 遊漁証 |
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | |
| 遊漁料 | 一金 円也 |
| 有効期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| 注意事項 | 千代川漁業協同組合 組合長 荻原 央 治 團 |

注意事項

一、遊漁するときは、本証を携帯しなければならない。

二、本証は他人に貸与してはならない。

三、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

たとき又は同条第二項の承認をしたときは、別記様式(1)の遊漁証又は様式(2)の遊漁承認証(以下遊漁証又は遊漁承認証という)を交付する。

2 遊漁者は遊漁するとき遊漁証又は遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁証又は遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁証又は遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

第九条 遊漁者は遊漁に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 遊漁者は相互に適当な距離を保ち他人の迷惑となる行為をしてはならない。

二 遊漁者は、次に掲げる区域において川底を攪はんしてはならない。

千代川源太橋から上流百メートル同源太橋から下流一、五〇〇メートルの区域

5 漁場監視員に関する事項

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示をすることがある。

2 漁場監視員は別記様式(3)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

6 違反者に対する措置に関する事項

第十一条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその違反者に遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。

ただし、この場合その者の既納遊漁料の払い戻しはしないものとする。

四 遊漁規則の施行の日

昭和三十八年五月一日

一、漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

組合長理事 江 原 勇

鳥取県倉吉市魚町二五二九番地

二、漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第三号

三、遊漁規則の内容

1 遊漁についての制限の範囲

第一条 この規則は天神川漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第二号に依る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、にじます(いわな、やまめを含む。)(こい、ふな、うなぎ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

第二条 この漁場区域内で手釣、竿釣、投網、たも網の漁具、漁法によって遊漁しようとする者

は、あらかじめ第七条第一項の遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域で前項にかける漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第二項の承認を受けた者は、直ちに第七条第三項の特別遊漁料を納付しなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

| ア 漁具、漁法 | イ 規模 |
|---|-------------------------------------|
| 投網 | 網目二センチメートル以上 |
| 2 第四条第一項の規定によるあゆは五月二十六日から六月十四日までは引懸(ソロ)及び流し釣により採捕してはならない。 | |
| ア 魚種 | イ 期間 |
| あゆ | 五月二十六日から九月三十日まで及び十一月十一日から翌年一月三十一日まで |
| にじます | 三月一日から九月三十日まで |
| いわな、やまめ | 二月一日から九月三十日まで及び十一月十一日から十二月三十一日まで |
| こい、ふな | 一月一日から五月十四日まで及び六月十五日から十二月三十一日まで |

第四条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる地域においてはそれぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

| ア 区 域 | イ 期間 |
|---|-----------------|
| 一、東伯郡三朝町大字大柿字東家における中国電力株式会社設置のえん堤から上流一八メートル、下流一八〇メートル | 一月一日から十二月三十一日まで |
| 二、倉吉市上余戸における郡山えん堤から下流二〇メートル | 同 右 |
| 三、倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤から下流三〇メートル | 同 右 |
| 四、東伯郡三朝町中津における鳥取県設置の小鹿えん堤から上流湛水区間 | 同 右 |
| 五、東伯郡北条町江北天神森えん堤から下流五〇メートル | 同 右 |
| 六、倉吉市三明寺北条用水えん堤から下流二〇メートル | 同 右 |

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚 種 | イ 体 長 |
|--------------|---------------|
| にじます、いわな、やまめ | 全長一五センチメートル以下 |
| うなぎ | 全長三〇センチメートル以下 |
| こい | 全長一五センチメートル以下 |
| ふな | 全長一〇センチメートル以下 |

2 遊漁料の額及びその納付方法

第七条 第二条第一項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で天神川漁業協同組合事務所(倉吉市魚町二、五二九番地)又はその他の取扱所(日本海新聞に公示)において納付するときの遊漁料は次表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に四〇〇円を付加して得た額とする。

| 魚種 | 漁具、漁法 | 期間 | 遊漁料 |
|-------------------|----------|-----------------|--|
| 漁業者の対象となつていない水産動物 | 手釣、竿釣、投網 | 一月一日から十二月三十一日まで | 組合地区内、六〇〇〇円 地区外、一、〇〇〇〇円 県外、二、〇〇〇〇円 |
| 鰯 | | 一日限り | 三〇〇〇円 |

2. 次表ア欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表イ欄のとおりとする。

| ア 区 分 | イ 遊 漁 料 |
|-----------------------|----------------------------|
| 小学生及び幼児 中学生及び身体障害者 | 無料 第一項に規定する額の二分の一に相当する額 |

3 第二条第二項の規定により承認を受けた次表に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料は次表のとおりとする。
(次表の遊漁をする場合の遊漁料をいう。)

| 遊漁の内容 | 特別遊漁料 | 摘 要 |
|--------|--------|-------------------|
| あゆ鵜川漁業 | 三、〇〇〇円 | 一人一流、遊漁証を有する者四人以内 |

| | | |
|---------|--------|-------|
| あゆ川舟漁業 | 二、〇〇〇円 | 一隻につき |
| うなぎ延縄漁業 | 二、〇〇〇円 | |
| うなぎ籠漬漁業 | 一、〇〇〇円 | |

4 前項の特別遊漁料は次の場所において納付するものとする。
天神川漁業協同組合事務所(倉吉市魚町二、五二九番地)

3 遊漁承認証に関する事項

第八条 組合は第二条第一項の遊漁料の納付を受けるとき、又は同条第二項の承認を行ったときは、別記様式(一)の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

第九条 遊漁者は遊漁に際し次表に掲げる事項を遵守しなければならない。
2 遊漁者は遊漁道義の高揚を重んじ、相互に適當な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

5 漁場監視員に関する事項

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に關して必要な指示を行なうことがある。

2 漁場監視員は別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

6 違反者に対する措置に関する事項

四、遊漁規則の施行の日
昭和三十八年五月一日
第十一条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

表 裏

| | | | |
|-----------------|-----------|---|--|
| 遊漁承認証 | | 注意事項 | |
| 下記のとおりに遊漁を承認します | | 1. 遊漁の場合は必ずこの承認証を携帯しなければならない。 | |
| 遊漁者 | (住所) | 2. この承認証は他人に貸付けしてはならない。 | |
| | (氏名) (年齢) | 3. 漁場監視員の要求があった場合には提示しなければならない。 | |
| 承認期間 | | 4. 本組合遊漁規則、鳥取県内水面漁業調整規則を遵守しなければならない。 | |
| 魚種 | | 5. 本組合遊漁規則に違反のあった場合は、遊漁の中止を命じ以後の遊漁を拒絶することがあります。 | |
| 漁具、漁法 | | | |
| 遊漁区域 | | | |
| 遊漁料 | 円 | | |
| 発行者 天神川漁業協同組合 | | | |

様式(一) 遊漁承認証

表 裏

様式(二)

漁場監視員証

(氏名)

(住所)

有効期間

発行者

天神川漁業協同組合 ㊤

漁場監視員証

一、漁業権者の名称及び住所

湖山池漁業協同組合

組合長理事 田 中 信 敏

鳥取市湖山町六四〇ノ一番地

二、漁事権の免許番号

共同漁業権 内共第四号

三、遊漁規則の内容

1 遊漁についての制限の範囲

第一条 この規則は湖山池漁業協同組合が免許を受

けた第五種共同漁業権内共第四号に係る漁場

の区域において組合員以外の者のする当該漁

業権の対象となっている水産動植物(こい、

ふな、うなぎ、わかさぎ)の採捕(以下「遊

漁」という。)についての制限事項を定める

ことを目的とする。

第二条 この漁場区域内で竿釣(一本釣)漁法によ

って遊漁しようとする者は、あらかじめ第六

条第一項の遊漁料を納付しなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊

漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければ

ならない。

| ア 魚 種 | イ 期 間 |
|-----------|------------------|
| こ い | 一月一日から五月十四日まで及び七 |
| ふ な | 月十六日から十二月三十一日まで |
| う な | 同 |
| ぎ わ か さ ぎ | 三月一日から十二月三十一日まで |
| | 十一月十五日から二月末日まで |

第四条 前条の規定にかかわらず鳥取県内水面漁業

調整規則に定めるものの外、次表のア欄に掲

げる地域及び場所においては、それぞれイ欄

の期間中は遊漁をしてはならない。

| ア 区 域 | イ 期 間 |
|-------------------|----------|
| 鳥取市金沢の長柄川河口から上流五 | 一月一日から三月 |
| 〇メートル、河口から右岸一五〇 | 三十日まで |
| 〇メートル、左岸五〇メートル沖合一 | |
| 五〇メートルの区域 | |
| 鳥取市金沢忠魂碑の前より宇田川尻 | 一月一日から十二 |
| の枝川の突端を遊ぶ線以内の湖山池 | 月三十一日まで |

湖山池内の石がま

湖山池内の石がまの周辺十八メートル

の区域

第五条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ

欄に掲げる体長以下のものを採捕してはなら

ない。

| ア 魚 種 | イ 体 長 |
|-------|---------------|
| こ い | 全長十五センチメートル以下 |
| う な ぎ | 全長三十センチメートル以下 |

2 遊漁料の額及び納付の方法

第六条 第二条第一項に掲げる漁具を使用して遊漁

する場合で湖山池漁業協同組合事務所(鳥取

市湖山町六四〇ノ一番地)及び其の他の取扱

所(日本海新聞及び本組合掲示場に公示)に

おいて納付するときの遊漁料は次表のとおり

とし、遊漁する場所において漁場監視員に納

付するときの遊漁料は次表の遊漁料は一〇〇

